

東京ガス株式会社
代表取締役社長 笹山 晋一様

貴社バイオマス発電事業のインドネシア産ペレットの調達に関する公開質問兼要請書

2025 年 10 月 27 日

一般財団法人地球・人間環境フォーラム
一般社団法人熱帯林行動ネットワーク
ウータン・森と生活を考える会
Mighty Earth

泊 みゆき（NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク理事長）

私たちは森林保全と木材・森林関連製品の持続可能な調達を求める NGO・環境団体です。これまでも輸入木質燃料によるバイオマス発電について、その二酸化炭素排出量の多さや燃料生産地での森林減少・劣化を引き起こす恐れから、再生可能エネルギーとして不適切であると主張してきました。

現在インドネシアの生物多様性豊かな熱帯林が、日本のバイオマス発電向けの木質ペレット生産のために伐採されていること、また伐採後にエネルギー植林として早生樹の単一植林が行われていることを、私たちは強く懸念しています。

今年 8 月上旬、地球・人間環境フォーラムと熱帯林行動ネットワークはインドネシア NGO の協力を得て、同じくペレット消費国である韓国の NGO と共に、スラウェシ島ゴロンタロ州の視察を行いました。そこで得た下記の知見（【背景】を参照）から、貴社の伏木万葉埠頭バイオマス発電所の燃料調達先の一つである同州のペレット生産により、貴重な熱帯林の減少が引き起こされていると認識しています¹。

そこで、2025 年 11 月 10 日までに、下記の質問（5 件）および要請（4 件）に対して文書での回答と、対面での意見交換の機会を設けていただきたくお願い申し上げます。なお、本質問兼要請書は公開しておりますこと、申し添えます。

【質問】

【質問 1】貴社は、バイオマス燃料調達方針において、バイオマス発電を「脱炭素化に資する重要な再生可能エネルギー電源」としていますが、ゴロンタロ州では熱帯林・天然林がペレットの原料となり、早生樹の植林に転換されています。熱帯林の皆伐は膨大なバイオマスを失わせ、炭素量の回復には百年単位の時間が掛かるか、回復しないリスクが大きいと考えられます。熱帯林由来のペレットを燃焼させている伏木万葉埠頭バイオマス発電所は、本当に脱炭素化に資するとお考えでしょうか。

【質問 2】同調達方針では、「生態系・生物多様性への影響への配慮と森林資源の保全のため、原生林や

¹ ゴロンタロ州には、州北部の Gorontalo Panel Lestari (GPL) と南西部の Biomasa Jaya Abadi (BJA) の 2 つのペレット工場があります。伏木万葉埠頭バイオマス発電所の情報開示で、インドネシア産ペレットの利用を公言しており、現地メディアの報道では、少なくとも BJA 社のペレットが同発電所の位置する伏木港向けに輸出されています。

- ・ 同発電所の情報開示：https://fushiki-manyou-biomass.jp/pdf/biomass_ghg.pdf?250611
- ・ 現地メディアの報道：<https://finance.detik.com/berita-ekonomi-bisnis/d-7586133/ri-ekspor-wood-pellet-ke-jepang>

天然林の違法伐採による原料調達がなされたバイオマス燃料の調達・使用は行いません」としています。しかし【背景】で述べているように、インドネシアでは、バイオマス燃料向けの天然林伐採や植林地への転換自体は法的に行われています。法令順守に限らず「原生林や天然林の伐採に由来する原料調達の回避」としなければ、生態系や生物多様性への配慮や森林資源の保全にはつながらないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

【質問 3】同調達方針では、「(経済産業省の) 事業計画策定ガイドライン (バイオマス) において認められた第三者認証を取得したバイオマス燃料のみの調達を行う」としています。しかし、BJA 社の工場が現状依拠している合法性検証システム SVLK は経産省ガイドラインで認められた第三者認証ではありません。また、BJA 社は現在「持続可能なバイオマスプログラム」認証 (SBP) の取得申請を行っていますが、SBP は、原生林や老齢林を含む天然林からの原料調達を容認し、“残材”の不透明な定義により丸太がペレットに加工されていること、森林の伐採やバイオマスの燃焼により生じる「炭素負債」を考慮していない等、さまざまな批判があります²。同認証をもって持続可能性を謳うことは不適切と考えられますが、いかがお考えでしょうか。

【質問 4】同方針では、近隣住民や労働者の健康・安全への配慮のために、認証制度を活用する、ともしています。しかし、上述のように、ゴロンタロ州のペレット工場は認証や合法性検証を得ていても、近隣住民の生活に便益をもたらしてきた天然林を破壊していることに変わりなく、住民の生活や安全に悪影響が出始めています。認証や合法性検証システムに依らず、貴社自らリスク評価・現地視察を行い、悪影響が確認された地域からの調達を回避することが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

【質問 5】ゴロンタロ州産のペレットの調達を続けることは、貴社の「サステナブル調達方針」や「環境方針」で示されている、企業活動に関わるすべての人の人権の尊重、温室効果ガスの排出削減による脱炭素社会への貢献、また、事業活動における生物多様性への現在および将来の影響の把握や負の影響の改善・予防などの方針に反するものと思われますが、いかがお考えでしょうか。

【要請】

【要請 1】熱帯林・天然林由来の燃料の調達を行わない方針を速やかに策定することを求めます。

【要請 2】上記方針の実施に当たっては、現地の法制度上の土地区分や合法性の有無にかかわらず、現に天然林が成立している土地からのペレット調達を停止することを求めます。

【要請 3】貴社「人権方針」で示されている、「人権に対する潜在的および実際の負の影響の特定・評価、リスク防止・軽減措置に努める」「関連するステークホルダーとの対話・協議」といった方針に沿って、ゴロンタロ州を含む燃料調達地域のリスク評価、現地住民との対話を行い、問題のある調達の見直しを求めます。

【要請 4】熱帯地域の早生樹植林地からの調達において、天然林からの転換および原料混入がないこと

² 地球・人間環境フォーラム等 (2025 年 7 月 31 日)「持続可能なバイオマスプログラム：持続不可能なものを認証する」<https://www.gef.or.jp/news/info/250731sbpreport/>

を確認するためのデューデリジェンス（DD）の実施とトレーサビリティの確保、情報公開を求めます。

【背景】

地域の森林生態系の特徴：スラウェシ島は、東南アジアとオーストラリアの境界にある“ウォーレシア・ホットスポット”の一部で、地理的な孤立性から生物多様性が特に高い地域³として知られ、島の哺乳類の98%、両生類の80%、鳥類の3分の1が固有種とされています。ゴロンタロ州は、スラウェシ島北東部のミナハサ半島の半ばに位置します。この半島は東西の長さ 600 kmに対し南北の幅はわずか 20-80kmで、この地域全体が「緑の回廊⁴」と言っても過言ではありません。地域固有の、つまり世界でここにしか存在しない生態系を守るには、この地域の熱帯林を自然のままに維持することが極めて重要です。

国際自然保護連合（IUCN）レッドリストによると、ゴロンタロ州のペレット生産向けコンセッション（伐採権地域）は、絶滅危惧種で固有種でもあるローランドアノア（野生のウシ）やスラウェシバビルーサ（イノシシの仲間）の生息地と重複しており、この地域は保護価値の高い森林であるといえます。

また伐採地の森林は河川上流の集水域で、下流の集落の地域住民にとっては水源の森であると同時に、生活の糧となる様々な非木材林産物（Non Timber Forest Products：NTFP）の採取地域でもあります。地域の人々、特に農地を所有していない農民には、ハチミツ、ラタン（籐）、サトウヤシの樹液、薬草、野生鳥獣肉など多様な森の恵みが重要な生活の糧となってきました。

伐採・植林の状況：ゴロンタロ州で操業する2つのペレット工場の一つ、BJAの木材調達先はPT Banyan Tumbuh Lestari（BTL）とPT Inti Global Laksana（IGL）で、いずれもエネルギー植林のための伐採権（HTE）を取得し、日本の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT/FIP）で求められている合法性・持続可能性の確認方法として、インドネシア国内の合法性検証システムであるSVLKを用いています。

2つのコンセッションは合計3万ha以上（東京都の約7分の1）の広大な面積を有し、熱帯林を皆伐（全面的に伐採）した後、エネルギー植林として早生樹（ガマルウッド）の単一植林に転換しています。2022年以降、既に3,400haが伐採され、過去1年間だけで1,000ha以上の熱帯林が失われました。

もう一つのペレット工場であるGPL（Gorontalo Panel Lestari）が木材を調達する2つのコンセッションについては、FSC-FM認証を取得しており、大面積の皆伐は見受けられませんが、単一種（外来種）の植林への転換が起きていることには変わりはありません。同コンセッションのFSC監査レポートでは、植物、昆虫、両生類、爬虫類、鳥類の絶滅危惧・固有種の生息地との重複が言及されていますが、十分なリスク軽減策が取られていません。

懸念される影響：BJA及びBJAに出資する日本の阪和興業は、2つの伐採権エリアは「森林ではなく生産用地」だと認識しています⁵が、現実にはこのエリアは熱帯林（天然林）に覆われており、近年まで道

³ 約5,000万年の間、他の大きな島々とつながっておらず独自の生態系が発達した。コンサベーション・インターナショナルが指定する世界36の生物多様性ホットスポットの一つでもある。

⁴ 希少な野生生物の生育・生息地等の広域的なつながりを確保し、分断された個体群の相互交流、生物多様性の保全に資すること、野生生物の移動経路を確保する取り組み。

⁵ 「Indonesian forests put at risk by South Korean and Japanese biomass subsidies」（2024年12月24日 Mongabay 掲載記事）<https://news.mongabay.com/2024/12/indonesian-forests-put-at-risk-by-south-korean-and-japanese-biomass->

路も通っておらず、人為的な大面積の伐採が行われたことはありませんでした。

この地域での熱帯林伐採とエネルギー植林、その後計画されている4年毎の伐採と植林のローテーションは、森林減少と森林が蓄積している膨大な炭素の排出、世界でここにしかない生態系の破壊、絶滅危惧種の更なる危機を引き起こします。

GPLとBJAが木材を調達している4つのコンセッションエリア（伐採権地域）は、合計で約10万ha（東京都の面積の半分）にも上ります⁶。東西に細長いゴロンタロ州において、これだけの規模の天然林が失われれば、貴重な種の生息地が分断され、絶滅のリスクを著しく高めることになります。

本来、絶滅危惧種や固有種の生息地である天然林では、大規模な伐採を避けるべきです。仮に事業を実施する際には種毎に生息エリアを確定し、他地域との遺伝子交流も含め種の保存が可能な保全計画を策定し、それに基づいた森林管理計画が求められます。インドネシアでは現状、国による絶滅危惧種や固有種の保護・保全が十分に機能しているとは言えないため、絶滅を防ぐためには消費国側の企業の配慮が非常に重要です。

また上流での伐採により、地域住民の生活に欠かせない水源への影響や洪水被害の増加が既に報告されているほか、住民による森林利用の機会も失われることになり、貧困を助長することが強く懸念されます。

以上

[subsidies/](#) 及び 2025年6月開催の阪和興業株式会社の株主総会での質疑から

⁶ティマー・マヌルン氏（アウリガ・ヌサンタラ代表）発表資料「インドネシアの熱帯林を脅かす日本のバイオマス発電」2025年5月26日開催セミナー資料、https://www.gef.or.jp/wp-content/uploads/2025/05/250526-Timer-Manurung_final.pdf